

大津市議会ミッションロードマップ2019

～令和3年度 検証・評価結果～

令和4年3月

大津市議会

1 令和3年度テーマと評価結果（自己評価）について

令和3年度は、当初の計画で令和3年度に実施予定であったテーマに、新型コロナウイルス感染症の影響により昨年度に着手されなかったテーマを加え、計8本のテーマを同時に進行させることとなった。

そして、新型コロナウイルス感染症の感染状況の推移を見守りつつ、その対策を講じながらそれぞれのテーマを推進した。

(1) 公文書管理のあり方 ⇒ 一部目標達成・継続

テ	マ	公文書管理のあり方				
工	程	令和元年度（後半）から令和4年度（前半）まで				
進	捗	政策検討会議を設置し、協議中				
評	価	一部目標達成 （令和3年度分）				
		目標達成	概ね目標達成	一部目標達成	目標未達成	未着手
進	行	継続				
		完了	継続	見直し	取消し・廃止	その他
備	考	<p>令和元年度：問題解決手法・手段を検討するため、課題の抽出作業を進めている。また、全議員を対象に、学識経験者の意見等を聴取するなど、情報の共有を図った。</p> <p>令和2年度：新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、政策検討会議の開催が見送られた。</p> <p>令和3年度：一昨年度に開催した前回の会議から時間が経過しているため、前回までの会議の内容を再確認し、今後の大きな方向性について協議した。</p>				

(2) 歯と口腔の健康づくり ⇒ 概ね目標達成・継続

テーマ	歯と口腔の健康づくり				
工程	令和3年度から令和4年度まで				
進捗状況・実績	政策検討会議を設置し、協議中				
評価結果	概ね目標達成 （令和3年度分）				
	目標達成	概ね目標達成	一部目標達成	目標未達成	未着手
進行管理・方向性	継続				
	完了	継続	見直し	取消し・廃止	その他
備考	<p>令和元年度：問題解決手法・手段を検討するため、課題の抽出作業を進めている。また、全議員を対象に、学識経験者の意見等を聴取するなど、情報の共有を図った。</p> <p>令和2年度：新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、政策検討会議の開催が見送られた。</p> <p>令和3年度：大津市歯科医師会、滋賀県の歯科口腔担当部局等と意見交換し、委員間で当該分野の知見を深め、今後の方向性について協議した。</p>				

(3) 若者の議会への関心と投票率向上の仕組みづくり ⇒ 目標達成・継続

テーマ	若者の議会への関心と投票率向上の仕組みづくり				
工程	令和元年度（後半）から令和4年度まで				
進捗状況・実績	政策検討会議を設置し、協議中				
評価結果	目標達成 （令和3年度分）				
	目標達成	概ね目標達成	一部目標達成	目標未達成	未着手
進行管理・方向性	継続				
	完了	継続	見直し	取消し・廃止	その他
備考	<p>令和元年度：課題分析を行うとともに、具体的な取組についても検討を進めている。</p> <p>令和2年度：新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、政策検討会議の開催が見送られた。</p> <p>令和3年度：高校生との意見交換会を制度化し、必要に応じて提言等を行うスキームを構築した。これに加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大下においても若者の議会への関心を高め、投票率の向上につなげることができる取組として、市内の高校生とこれらに資する動画の作成を行った。</p>				

(4) 広報のあり方検証 ⇒ 目標達成・継続

テーマ	広報のあり方検証				
工程	令和元年度（後半）から令和4年度まで				
進捗状況・実績	議会広報広聴委員会で、大津市議会広報広聴ビジョンと同アクションプランを策定				
評価結果	目標達成 （令和3年度分）				
	目標達成	概ね目標達成	一部目標達成	目標未達成	未着手
進行管理・方向性	継続				
	完了	継続	見直し	取消し・廃止	その他
備考	<p>令和元年度：議会局による調査結果も参考に、議会だよりを中心とした大津市議会における議会広報全般のあり方について、令和2年度から議会広報広聴委員会にて議論を開始予定。</p> <p>令和2年度：新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、議会広報広聴委員会では、当該案件の議論は行われなかったが、議会局において来年度に向けた諸準備を進めた。また、令和3年2月開催の当該委員会で、工程を令和4年度までとすることが確認された。</p> <p>令和3年度：広報ビジョンの策定に向け、広報のあり方検証アドバイザーを迎えて議会広報広聴委員会にて議論を行った。議論の結果として、広報と広聴を一体と捉えた広報広聴ビジョンと同アクションプランを策定した。</p>				

(5) 議員提案条例や議会からの提言内容の検証手法構築 ⇒ 目標達成・完了

テーマ	議員提案条例や議会からの提言内容の検証手法構築				
工程	令和3年度				
進捗状況・実績	政策検討会議を設置して委員間で協議。議員提案条例や議会からの提言内容の検証手法を構築し、政策検討会議全体会で報告				
評価結果	目標達成 （令和3年度分）				
	目標達成	概ね目標達成	一部目標達成	目標未達成	未着手
進行管理・方向性	完了				
	完了	継続	見直し	取消し・廃止	その他
備考	令和2年度：新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、政策検討会議の設置が見送られた。 令和3年度：会議における委員間の議論を経て、議員提案条例や議会からの提言内容の検証手法を構築した。				

(6) 政策形成過程における市民意見の反映 ⇒ 目標達成・完了

テーマ	政策形成過程における市民意見の反映				
工程	令和元年度（後半）から令和4年度（前半）まで				
進捗状況・実績	議会運営委員会において協議し、市政課題広聴会制度を構築				
評価結果	目標達成 （令和3年度分）				
	目標達成	概ね目標達成	一部目標達成	目標未達成	未着手
進行管理・方向性	完了				
	完了	継続	見直し	取消し・廃止	その他
備考	<p>令和元年度：市政の重要課題や執行部の策定する計画等に関し、市民等の意見を広く聴取するための会議を設置するとともに、会議の開催手続き等を定めた。引き続き、他の方策についても検討を行っていく。</p> <p>令和2年度：新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、議論が見送られた。</p> <p>令和3年度：議会運営委員会において協議した結果、市政課題広聴会制度の構築をもって本テーマの目標達成となった。</p>				

(7) 委員会のインターネット中継導入、聴覚障害者用モニターの設置 ⇒ 一部目標達成・継続

テーマ	委員会のインターネット中継導入、聴覚障害者用モニターの設置				
工程	令和元年度（後半）から令和4年度（前半）まで				
進捗状況・実績	聴覚障害者用モニターを設置し、運用を開始。委員会のインターネット中継について、議論を継続				
評価結果	一部目標達成 （令和3年度分）				
	目標達成	概ね目標達成	一部目標達成	目標未達成	未着手
進行管理・方向性	継続				
	完了	継続	見直し	取消し・廃止	その他
備考	<p>令和元年度：議会局による先進地視察や事例調査等の結果に基づき、本市における導入に向けた課題を抽出し、整理している。</p> <p>令和2年度から議会運営委員会にて、導入に向けた本格検討を開始の予定。</p> <p>令和2年度：議会運営委員会において、聴覚障害者用モニター設置に係る手法及び機器等を決定し、令和3年度の設置に向け、予算を確保した。委員会のインターネット中継の導入に向けては、議会局において調査研究を進めた。</p> <p>令和3年度：聴覚障害者用モニターについては、令和3年8月に議場傍聴席に設置。令和3年8月通常会議で試験運用し、令和3年11月通常会議から本格運用を開始した。</p> <p>委員会のインターネット中継の導入については、令和3年6月及び7月に議会運営委員会において協議したが、コロナ禍を考慮すると高額な費用をかけて導入することに市民理解が得られない可能性があること、インターネット中継の導入に伴い委員会運営を変更すべきか否かに議論の余地があることから、目標とする導入時期を定めずに継続して協議することとなった。令和4年2月からはYouTubeを使用した安価な手法での導入について検討を開始。YouTubeでの中継に決定すれば、令和4年度において委員会運営について協議する予定である。</p>				

(8) 議会活動評価制度の見直し ⇒ 目標達成・完了

テーマ	議会活動評価制度の見直し				
工程	令和3年度				
進捗状況・実績	議会運営委員会において評価項目を精査し、項目数を前回よりも絞って実施することを決定した。また、外部評価について、有識者による検証に加え、一般の市民による評価を導入することを決定した。				
評価結果	目標達成 （令和3年度分）				
	目標達成	概ね目標達成	一部目標達成	目標未達成	未着手
進行管理・方向性	完了				
	完了	継続	見直し	取消し・廃止	その他
備考	令和3年度：より効率的・効果的な評価を行うため、評価項目を精査して前回よりも項目数を絞ることを決定した。また、外部評価について、前回同様の有識者の評価に加え、新たに一般の市民による評価として龍谷大学の今里ゼミの大学生に評価を受けることとした。				

2 令和4年度のテーマの確認について

(1) 継続テーマ

次のテーマについて、引き続き協議を行う。

- ・ 公文書管理のあり方
- ・ 歯と口腔の健康づくり
- ・ 若者の議会への関心と投票率向上の仕組みづくり
- ・ 広報のあり方検証
- ・ 委員会のインターネット中継導入、聴覚障害者用モニターの設置

(2) 新規テーマ

当初の計画どおり、次のテーマについて協議を行う。

- ・ 議会活動の評価（令和4年度）

(3) 終了テーマ

- ・ 議員提案条例や議会からの提言内容の検証手法構築
- ・ 政策形成過程における市民意見の反映
- ・ 議会活動評価制度の見直し

3 全テーマと全工程の確認について

- ・「公文書管理のあり方」の工程の終期を「令和4年度末」に改め、議論を継続する。
- ・「政策形成過程における市民意見の反映」の工程の終期を「令和3年度末」に改め、議論を終了する。
- ・その他は、当初の計画どおり進める。

(見直し前) ミッションロードマップ2019の実行テーマ 全体工程表

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
政策立案	公文書管理のあり方		歯と口腔の健康づくり	
	若者の議会への関心と投票率向上の仕組みづくり			
議会改革	広報のあり方検証			
			議員提案条例や議会からの提言内容の検証手法構築	
	政策形成過程における市民意見の反映			
	委員会インターネット中継導入、聴覚障害者用モニターの設置			
			議会活動評価制度の見直し	議会活動の評価

(見直し後) ミッションロードマップ2019の実行テーマ 全体工程表

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
政策立案	公文書管理のあり方			
			歯と口腔の健康づくり	
	若者の議会への関心と投票率向上の仕組みづくり			
議会改革	広報のあり方検証			
			議員提案条例や議会からの提言内容の検証手法構築	
	政策形成過程における市民意見の反映			
	委員会インターネット中継導入、聴覚障害者用モニターの設置			
			議会活動評価制度の見直し	議会活動の評価

※赤色枠：政策検討会議、黒色枠：議会運営委員会・広報広聴委員会

参 考 资 料

【ロードマップ2019の実行テーマ 全体工程表】

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
政策立案	公文書管理のあり方		歯と口腔の健康づくり	
	若者の議会への関心と投票率向上の仕組みづくり			
議会改革	広報のあり方検証			
	議員提案条例や議会からの提言内容の検証手法構築			
	政策形成過程における市民意見の反映			
	委員会インターネット中継導入、聴覚障害者用モニターの設置			
			議会活動評価制度の見直し	議会活動の評価

※赤色枠：政策検討会議、黒色枠：議会運営委員会・広報広聴委員会

〈ロードマップの実行テーマ 詳細〉

大分類	テーマ（項目）	取組内容	実施機関	工程								議会基本条例
				令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		
				前半	後半	前半	後半	前半	後半	前半	後半	
政策立案	公文書管理のあり方	<p>市の諸活動の記録である公文書は、市民共有の知的財産であり、市民が主体的に利用し得るものである。</p> <p>公文書の適正な管理や利用等により、市政が適正かつ効率的に運用されるようになるとともに、市政に関する市民の知る権利を尊重し、市の諸活動が現在及び将来の市民に説明する責務が全うされるようになることを目的とするもの</p>	政									第4条 第17条
	歯と口腔の健康づくり	<p>歯及び口腔の健康が、生涯にわたる健康の保持及び増進に欠くことができないものとなっている。</p> <p>歯及び口腔の健康を生涯にわたり守ることにより、市民の生活の質の向上や健康寿命の延伸を目指すことを目的とするもの</p>	政									第4条 第17条

大分類	テーマ（項目）	取組内容	実施機関	工程								議会基本条例
				令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		
				前半	後半	前半	後半	前半	後半	前半	後半	
	若者の議会への関心と投票率向上の仕組みづくり	前期において、投票率向上のための提言や議会が主体的に取り組む主権者教育について実践してきた。引き続き、若者の議会・政治への関心を高めるための方策を議会として検討、実践していくとともに、特に若年有権者の声を市政に反映させる仕組みについて検討するもの	政									第4条 第17条
議会改革	広報のあり方検証	市民に開かれた議会を実現するため、これまでからも議会だよりやインターネットなど多様な媒体を活用してきた。さらに議会への市民の関心が高まるよう掲載内容の見直しや新たな媒体の活用等について検討するもの	広 十 局									第5条 第15条 第21条
	政策形成過程における市民意見の反映	市民に開かれた議会を実現するため、これまでから職能団体等との連携強化や請願者から直接趣旨説明を聴く機会の確保に努めてきた。更なる市民福祉の向上を目指し、議会からの政策立案する過程において市民の意見が反映できる仕組みについて検討するもの	議 十 局									第14条 第21条

大分類	テーマ（項目）	取組内容	実施機関	工程								議会基本条例	
				令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度			
				前半	後半	前半	後半	前半	後半	前半	後半		
	議員提案条例や議会からの提言内容の検証手法構築	条例制定や提言後、一定期間経過した案件について、内容や執行機関での取り組み等を検証し、必要な措置を講ずる仕組みの構築を図るもの	政				→						第4条 第5条 第21条
	委員会へのインターネット中継の導入 議場傍聴席への聴覚障害者用モニターの導入	市民に開かれた議会、聴覚障害者に配慮した議会の実現及びAI技術の活用を図るもの	議十局								→		第4条 第5条 第21条
	議会活動評価制度の見直し	前期の外部有識者による評価・検証において、「可能なかぎり指標化するなどの改善と工夫が必要」との指摘を受けており、議会改革を持続可能なものとするため、評価制度について見直しを図るもの	議十局					→					第5条 第21条
	議会活動の評価	前期において、議会の見える化の推進、議員活動の活性化を目的に議会活動について評価・検証を行った。議会改革を持続可能なものとするため、新たな評価制度に基づき、評価・検証を実施するもの	議十局								→		第5条 第21条

※政 → 政策検討会議・・・ 議会から条例などの政策提案に関する協議を行うために設置された会議

議 → 議会運営委員会・・・ 議案や議会運営などに関する事項について、調査や審査を行うために設置された委員会

広 → 広報広聴委員会・・・ 議会広報紙の編集、発行及び議会広聴に関する協議を行うために設置された委員会

局 → 議会局 ・・・・ 地方自治法に基づき、議会に関する事務などを処理するために設置された事務局

※議会運営及び広報広聴に係るテーマに係る工程の詳細などは、それぞれの実施機関で決定します。

大津市議会ミッションロードマップ2019の進行管理について

(1) 進行管理の機関

ロードマップの進行管理（当該ロードマップ策定時には想定しなかった重要又は緊急の事態が生じた場合における、当該重要又は緊急の事態の取扱いに係る運用を含む。以下同じ。）は、議会運営委員会で行います。

(2) 進行管理の実施時期

ロードマップの進行管理は、原則として毎年1回、3月に実施します。ただし、議会運営委員会が必要と判断した場合は、この限りではありません。

(3) 進行管理の手法

進行管理は、当該年度に実施しているテーマ（項目）の進捗状況を検証し、次年度以降のテーマの確認（テーマの変更、取扱順位及び工程の変更を含む。）を行います。

(4) 外部視点からの議会活動の評価

最終年度においては、4年間の成果を外部からの視点も取り入れて客観的・総合的に評価・検証し、次期議員任期における議会活動に活用します。

成 果 物

(3)若者の議会への関心と投票率向上の仕組みづくり

※政策検討会議を主体として開催した「高校生との意見交換会」の様子や、「主権者教育に資する動画『選挙行ったよ』」の撮影風景



『選挙行ったよ』
ショート版リンク
※大津市議会
YouTubeチャンネル
に接続します



『選挙行ったよ』
ロング版リンク
※大津市議会
YouTubeチャンネル
に接続します



大津市議会 広報広聴ビジョン

令和4年3月
大津市議会

■ 目次

1 はじめに	2
議会役割	2
議会における広報広聴活動の意義	2
大津市議会広報広聴ビジョンの位置付け	3
計画期間	3
2 大津市議会広報広聴ビジョンを策定した背景	4
3 広報広聴活動の現状	5
4 広報広聴活動における課題	6
課題1 市議会への関心惹起	6
課題2 効果的な広報媒体の活用	7
課題3 市民参画につながる広聴機会の充実	8
5 広報広聴の戦略的な推進	9
基本方針	9
広報広聴戦略	9
6 取り組みの方向性	10
方向性① 広報媒体の役割の明確化とリニューアルを含めた新たな活用の検討	10
方向性② 「大津市議会」の認知獲得、愛着心の醸成に資するコンテンツの創出	11
方向性③ デジタルコンテンツの充実とメディアミックスによる情報発信の強化	11
方向性④ 双方向コミュニケーションによる広報広聴活動の推進	11
7 推進体制	12
大津市議会広報広聴ビジョンに基づく各種取り組みの推進	12
大津市議会広報広聴ビジョンの評価・検証	13

1 はじめに

■議会の役割

議会や行政は、日本国憲法第8章「地方自治」において「地方自治の本旨を実現する」ために設置された機関です。地方自治の本旨とは、国とは独立した団体（都道府県や市区町村）が自らの判断と責任において地方行政を行う「団体自治」と、住民の意思に基づき地方行政を行う「住民自治」とであると解釈されており、とりわけ議会は、複数の住民の代表者からなる合議制の機関であることから、住民自治を拡充・強化していくことが重要な役割の一つであるといえます。

大津市議会では、大津市議会基本条例第3条で地方自治の本旨の実現を基本理念に掲げ、これを具現化する手段として、第4条では二元代表制の一翼を担う議決機関の権能を最大限に発揮し、市民に対して市政に関する情報を積極的に公開し、わかりやすい議会運営を行うことを基本方針と定めています。また、第5条では市民を代表する合議制機関としての役割を果たすため、透明性、公平性を確保すること、市民に対する説明責任を果たすこと、市民の負託に的確に応える議会のあり方を不断に追求し、議会の改革に継続的に取り組むことを活動原則としています。

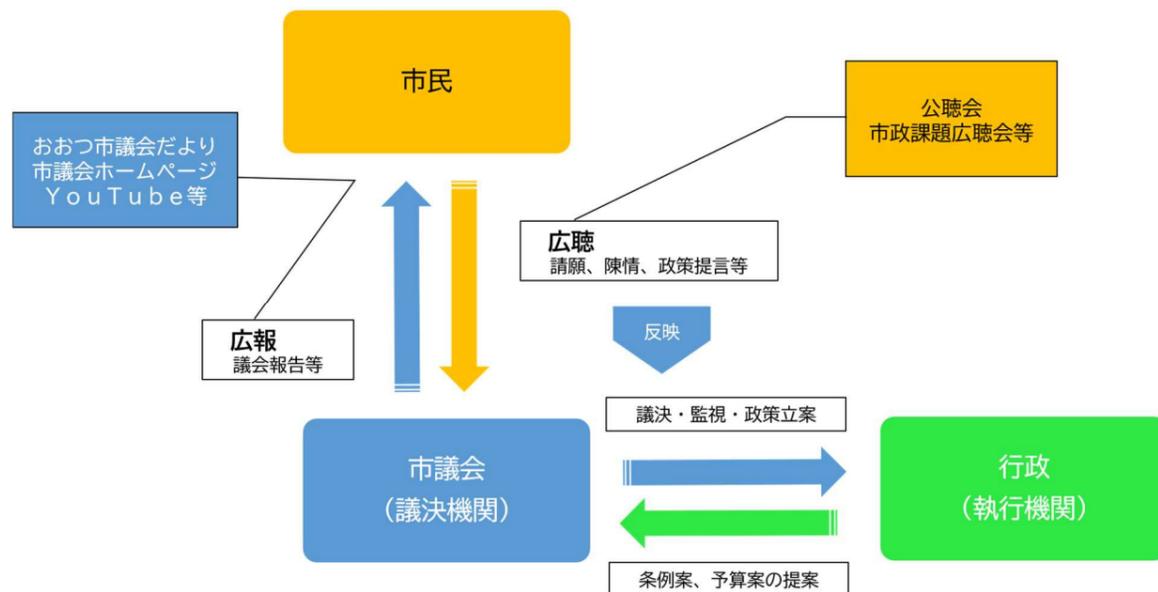
■議会における広報広聴活動の意義

執行権を持たない議会において住民自治の拡充を目指すには、広報広聴が活動の原点であるといえることから、大津市議会基本条例第15条には「広報広聴機能の充実」として、広報広聴活動を通じて得られた市民の声を議会活動に反映していくことを定めています。

具体的には、議会の広報広聴は、地域課題や市民ニーズを広聴活動の中での的確に集約し、議会活動のプロセスや結果を市民に広報することで、議会への認知、興味や関心、参画意欲を高めるきっかけをつくり、議会と市民をつなぐ役割を担っています。

また、市民から負託を受けた議会としての説明責任を果たす観点からも議会における「広報」と「広聴」は住民自治を実現する根幹となるものです。

【市議会の広報広聴の役割】

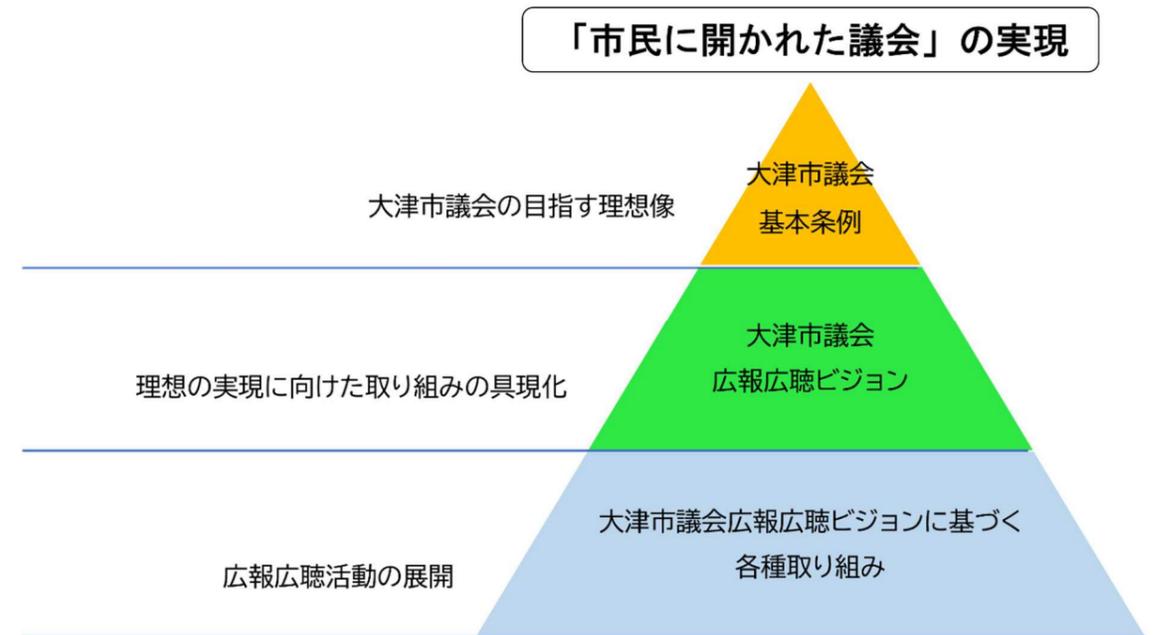


■大津市議会広報広聴ビジョンの位置付け

大津市議会広報広聴ビジョンは、市議会の広報広聴機能の充実にに向けた戦略的な方針を構築したものです。

市民や市内の企業や各種団体などをターゲットとして、市議会の認知度やイメージの向上、市議会への興味や関心の惹起を図りながら、様々な形で市民の皆さんなどに市議会に関わってもらえるよう広報広聴活動の充実に図り、市民に開かれた議会の実現を目指すことを目的としています。

【大津市広報広聴ビジョンの位置付け】



■計画期間

議会活動全体の評価制度と一体的な推進を図るため、大津市議会広報広聴ビジョンの計画期間は議員任期に合わせた4年間を基本とします。なお、初回は「大津市議会ミッションロードマップ2019」における「広報のあり方検証」と一体的な取り組みを推進しているため、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

2 大津市議会広報広聴ビジョンを策定した背景

■社会を取り巻く環境の変化

人口減少、少子高齢化、行政ニーズの多様化に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機とした生活様式、社会経済活動の変化など、社会環境は急速に変わってきています。また、2015年9月に国連が採択した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で掲げられた2030年に向けての国際社会の共通目標であるSDGsは、「誰一人取り残さない」との理念の下、より良い世界を目指すための17の目標と169項目のターゲットが掲げられており、地域における諸課題の解決に貢献し、地域の活性化を推進する上において、議会としても積極的な取り組みが求められています。

そのような状況下において、市議会が市政の諸課題に対応し、市民等の理解と参画を促していくためには、これまで以上に効果的・効率的な広報活動を展開していかなければなりません。

ICTの進歩によるデジタル社会の進展により、メディアが一層多様化し、多くの人に情報が行き届きやすくなった一方で、デジタル社会になじみにくい人、新聞や雑誌等の紙媒体を好んで利用する人などには届きにくい情報の存在も見落とすことができない課題になりつつあります。さらには視覚や聴覚等に障がいのある方々への配慮も求められる中で、そもそも情報がターゲットに伝わらなければ、広報広聴の効果は期待できません。

また、インターネットやスマートフォンの普及、SNSの利用者の急増等で、多くの市民が情報の受け手であるとともに、情報の発信者にもなり得るなど、情報発信の多様化は市議会の広報広聴のあり方にも大きな影響を与えています。

■従来の議会広報による情報発信の検証

大津市議会では平成29年度から議会活動の評価制度を導入し、「議会の機能強化」「政策立案」「情報公開（広報）」「市民参加（広聴）」に対する内部評価を実施しており、平成30年度には内部評価に加え、市内在住の有識者からの外部評価を実施しました。

この外部有識者の「情報公開（広報）」に対する評価では、これまでの取り組みを評価する意見がある一方で、おおつ市議会だよりによる広報の情報到達度を疑問視する問いかけがあった経緯も踏まえ、大津市議会ミッションロードマップ2019の実行テーマに「広報のあり方検証」を選定しました。

広報のあり方検証の中で、議会広報広聴委員会において、おおつ市議会だよりをはじめとする広報全般についてゼロベースの議論を行うとともに、広報の認知度や広報媒体ごとの情報到達度を客観的に把握するため、無作為で抽出した13歳以上の市民3,000人に対し、大津市議会の広報に関する市民アンケート調査を実施しました。

■「広報」と「広聴」を一体的に捉えた指針の必要性

これまでの広報活動は、市議会における議論の結果を報告することに主眼を置いてきましたが、議会広報の本来のあり方は、地域の課題や要望などを広聴活動等により集約・顕在化し、それに基づいた議決や市議会としての政策立案を行うプロセス全体を市民等と共有するためのツールとして活用することが望ましいと考えます。

このことから、広報をより効果的に推進していく上において広聴を切り離して考えることはできず、「広報」と「広聴」を一体的に捉えた広報広聴活動としての基本方針や戦略を立て、広報広聴活動全般の方向性を示す指針として、大津市議会広報広聴ビジョンを策定するに至りました。

3 広報広聴活動の現状

大津市議会では、議案審査、政策立案、議会改革をはじめとした議会活動を「開かれた議会、わかりやすい議会」として、市民等に効果的かつわかりやすく伝わるよう、各種媒体を活用した広報広聴活動に取り組んでいます。

分類	手段	内容
広聴	個別広聴	ホームページ（意見箱）、電話、メール、対面などにより、直接市民等の意見を聴く
	集団広聴	市政課題広聴会 若者、各種団体との意見交換会
	調査広聴	各種アンケート調査
広報	広報紙 「おおつ市議会だより」	通常会議ごとの結果報告を主目的に年5回発行 自治会を通じた個別配布、公共施設等への配置
	ポスター	市議会本会議の開催日程や広報番組放映のお知らせのため作成し、公共施設やSNS等で掲示
	SNS	大津市議会局 Facebook： 議会活動をタイムリーに文章や写真で紹介 大津市議会 YouTube チャンネル： 動画配信（ニュース、声のおおつ市議会だよりなど）
	メール配信	ホームページの更新状況（議事日程の進捗など）を希望者にメールでお知らせ
	広報番組放映 （テレビ）	BBCでの市議会情報の番組放映 「新正副議長にきく」「各常任委員長にきく」
	ホームページ	市議会に関する全情報を掲載 例）議員名簿、議事日程、議決結果、議会改革の取り組み
パブリシティ	プレスリリース	市議会における取り組みについて、市政記者へ適宜情報をリリース
	記者会見	議長の就任及び退任時などに記者会見を実施

4 広報広聴活動における課題

大津市議会の広報に関する市民アンケート調査の結果や広報のあり方検証における議論等を通じて、本市議会の広報広聴活動の現状を分析し、次の3点を課題として挙げました。

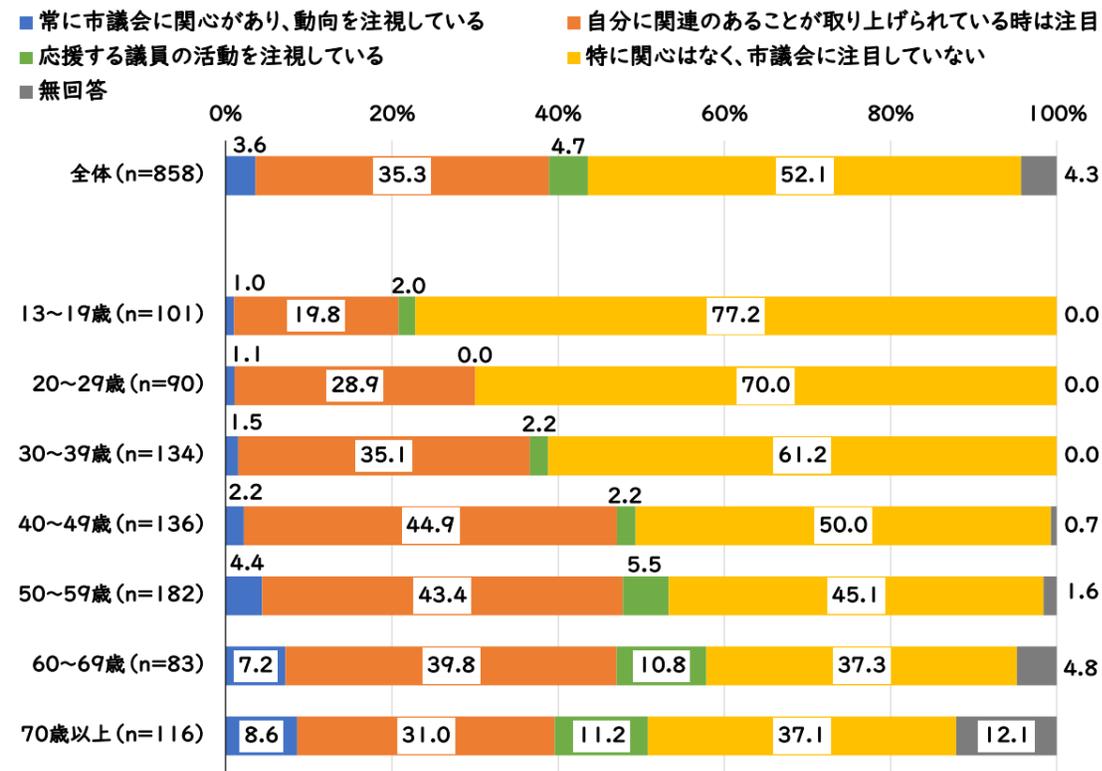
■課題1 市議会への関心惹起

半数を超える市民が市議会に「関心がない」と回答し、特に若年層の市議会への関心の低さが顕著となっていることから、広報広聴をきっかけとした若者を巻き込んだ市議会への関心惹起が課題です。

関心が低い市民へは情報が届きにくい傾向が顕著であることを前提とし、市議会に対する関心に応じた広報を展開するとともに、意見交換等の対話型の広聴に取り組むなど、市議会からの一方的な情報発信とならないよう、市民等と市議会の双方向コミュニケーションを図りながら、市議会への関心惹起に向けて取り組んでいくことが必要です。

また、市議会に対し距離感を感じている声なども少なからずあることから、「大津市議会」としての認知度向上にも合わせて取り組んでいく必要があります。

大津市議会の広報に関するアンケート調査
市議会への関心度〔年代別〕



大津市議会の広報に関するアンケート調査

大津市議会の広報への意見について（自由記述）※一部抜粋

- ▶議会が遠い存在になっていると思います。とにかく若い世代の目につく回数を増やすことで、興味をもつ人が増えることにつながるのではないのでしょうか。（10代・男性）
- ▶議会と私たちの間には微妙な距離感があり、自分たちの身近な感心のあることを発信してほしい。（20代・女性）
- ▶大津市議会という名前がまず何をしているのかイメージが無い。若い人がもっと入ってきやすいイメージ、宣伝が必要ではないでしょうか。（30代・女性）
- ▶自分の住む市のことであり、全く興味がない訳でもないが、積極的に発信されている印象はない。市議会は我々とは別世界といった印象である。（40代・男性）

■課題2 効果的な広報媒体の活用

これまでの広報展開では、各年代への情報到達度に差があり、10代から30代の若い世代は市議会情報に触れる機会が乏しいことや、市民のSNSの利用実態と大津市議会が活用するSNSのミスマッチが生じていることなど、おおつ市議会だよりと他の広報媒体との間に情報到達度に大きな差があることから、おおつ市議会だより以外の広報媒体が十分に活用できていないことがわかりました。

多様な広報媒体による的確な情報発信を通じて、市議会への認知獲得や関心を高めていくためには、各広報媒体の特性や、ターゲットの属性、状況を正確に把握し、これらを適切に組み合わせた効果的な広報媒体の活用が不可欠です。

大津市議会の広報に関するアンケート調査
広報で接したことがあるもの〔年代別〕（複数回答）

回答数	全体 858	年代						
		13~19歳 101	20~29歳 90	30~39歳 134	40~49歳 136	50~59歳 182	60~69歳 83	70歳以上 116
おおつ市議会だより	62.6	28.7	32.2	61.9	74.3	75.8	74.7	74.1
公共施設などにあるポスター、パンフレット、チラシ	13.5	12.9	13.3	15.7	13.2	12.1	15.7	12.9
びわ湖放送「光ル☆おおつ」での議会広報番組	7.7	4.0	4.4	3.7	7.4	7.7	14.5	12.9
市議会ホームページ	6.4	4.0	6.7	2.2	10.3	6.6	7.2	8.6
ZTV「おうみ!かわら版」での市議会ニュース	4.4	4.0	1.1	2.2	6.6	3.3	7.2	6.9
市へのお問い合わせ(電話、窓口など)	3.4	3.0	2.2	3.0	3.7	3.3	3.6	4.3
議員のホームページ、ブログ、Facebookなど	2.4	2.0	1.1	1.5	5.9	1.6	3.6	1.7
大津市議会インターネット議会中継	1.9	2.0	2.2	0.7	2.9	2.2	1.2	1.7
議員へのお問い合わせ(電話、窓口など)	1.2	2.0	1.1	0.0	0.7	1.6	2.4	0.9
大津市議会YouTubeチャンネル	0.9	0.0	4.4	0.0	0.7	0.5	0.0	1.7
会議録	0.8	1.0	0.0	2.2	0.7	0.0	0.0	1.7
大津市議会局Facebook	0.1	0.0	0.0	0.0	0.7	0.0	0.0	0.0
接したことがない	27.5	57.4	58.9	32.8	19.1	15.4	13.3	10.3
無回答	5.8	5.9	2.2	1.5	2.2	6.0	9.6	12.9

※各選択肢の全体平均より5ポイント以上高い数値に着色。

大津市議会の広報に関するアンケート調査
日常的に閲覧しているSNS [年代別] (複数回答)

	回答数	年代						
		全体	13~19歳	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~69歳
LINE(ライン)	67.2	78.2	82.2	82.1	75.7	72.0	61.4	24.1
YouTube(ユーチューブ)	58.6	91.1	82.2	75.4	60.3	50.0	43.4	22.4
Instagram(インスタグラム)	32.8	52.5	61.1	53.7	35.3	23.6	9.6	1.7
Twitter(ツイッター)	29.5	50.5	72.2	42.5	18.4	23.1	7.2	6.0
Facebook(フェイスブック)	16.0	6.9	8.9	24.6	22.1	22.5	13.3	6.0
TikTok(ティックトック)	7.0	27.7	11.1	7.5	5.1	1.1	1.2	0.9
その他	1.6	1.0	0.0	0.0	2.2	2.2	2.4	3.4
いずれも使用していない	12.4	1.0	0.0	0.7	3.7	10.4	16.9	56.9
無回答	3.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	6.0	7.8

課題3 市民参画につながる広聴機会の充実

市政に民意を反映させるためには、個々に地域課題を集約し、一般質問や政策要望などを行ってきた議員個人としての活動にとどまらず、市議会への市民参画へとつなげていくことが望ましく、その手段として市議会としての広聴の機会を充実させることが課題です。

大津市議会は、政策立案に資する広聴活動として各種団体との意見交換会を実施し、今後の議案提出が予定される市政の重要課題については、市政課題広聴会を制度化していますが、地域の課題を集約するための市議会としての広聴や、市議会への関心が低い若年層に広聴を通じた市民参画の機会を創出することなども重要であり、これらの広聴機会を充実させることにより、市議会の議事機関としての本質的な役割を果たしていく必要があります。

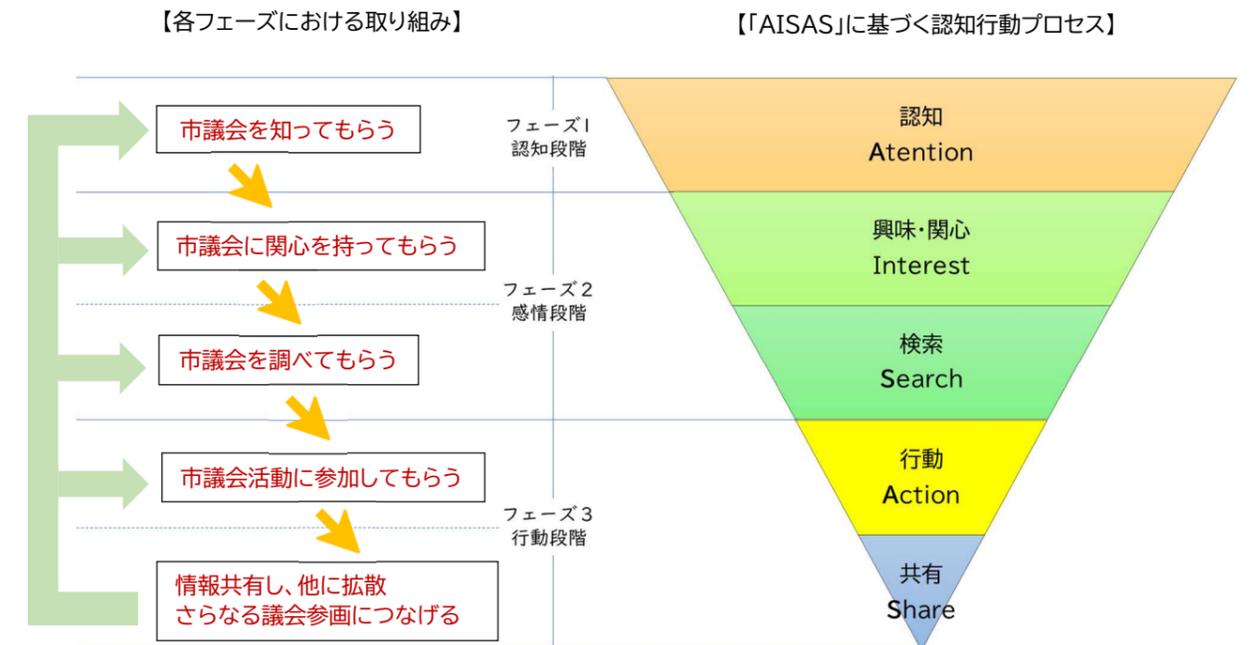
5 広報広聴の戦略的な推進

基本方針

市民等の市議会に対する認識や関心の度合いが様々であることを前提に、目的にかなった広報媒体を有効に活用することで、確実に情報が「届く」、的確に情報が「伝わる」広報を目指すとともに、市議会と市民の皆さんなどとの間に信頼関係を築き、市議会に対する理解、共感、参画が得られるよう「開かれた議会」の実現に向けて、市民の皆さんと「つながる」広報広聴活動を展開します。

また、大津市議会の広報に関するアンケート調査の結果からもわかるように、まずは市議会の「認知度の向上」、「関心惹起」を促す効果的な広報活動や広聴活動の充実により、市民の皆さんに市議会をより身近で親しみやすく感じてもらうことが不可欠です。

大津市議会広報広聴ビジョンではこれらを踏まえ、市民等の市議会に関する認知行動プロセスをマーケティングにおける消費者の行動変容のプロセスの代表的モデルとして提唱される「AISAS」に基づき、①認知 (Attention)、②興味・関心 (Interest)、③検索 (Search)、④行動 (Action)、⑤共有 (Share) に整理し、各フェーズに応じたアプローチにより広報広聴活動の充実を図ります。



広報広聴戦略

戦略1 広報媒体の特性やターゲットに応じた効果的な情報発信

市議会に関する情報を目的、ターゲット、時期を見定め、それぞれに適した広報媒体や手段を選択して発信し、適切かつ効果的な広報を展開していきます。

戦略2 双方向コミュニケーションによる広報広聴機能の充実

市民の市議会への参画意識を醸成するため、広報と広聴活動の一層の連携を図るとともに、広報媒体を活用した双方向コミュニケーションの充実に取り組みます。

6 取り組みの方向性

基本方針と広報広聴戦略に基づき、取り組みの方向性を以下のとおり整理しました。

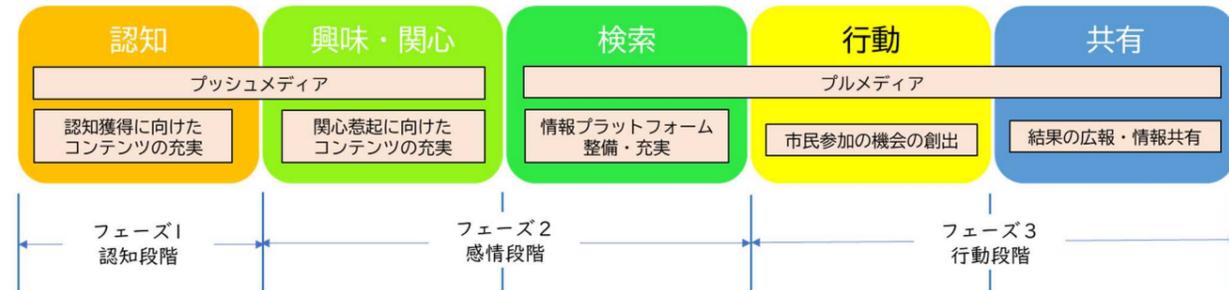
また、これらの方向性を踏まえた広報広聴活動における具体的な取り組みは、別途アクションプランを策定し、計画的に推進します。

方向性①

広報媒体の役割の明確化とリニューアルを含めた新たな活用の検討 戦略1

市議会の認知獲得や、市民等の関心を惹起することが取り組むべき喫緊の課題であることを踏まえ、「認知」および「興味・関心」段階にある市民等に対し、[※]プッシュメディアによる情報発信の強化を図るとともに、コンテンツの充実に取り組みます。合わせて「検索」段階にある市民等に対する情報整理や、「行動」段階にある市民に対する市民参加のためのコンテンツの創出など、[※]プルメディアによる広報の充実を図り、各フェーズに着目した広報を戦略的に展開します。

【各フェーズに着目した広報展開】



各フェーズに着目した広報展開に向け、広報媒体ごとの具体的な活用方法を明確にし、広報媒体のリニューアルを含めた新たな活用を検討していきます。

《広報媒体の具体的な活用方法》

おおつ市議会だより 議会報告に親しみやすいコンテンツを加えたプッシュメディアとして活用

議会結果報告を主目的としながら、市民が市議会を身近に感じられる情報提供や特集記事を充実させることにより、フェーズ1及び2に向けて重点的な広報を展開します。市民の情報収集手段が将来的にはデジタルに移行する可能性に留意しつつ、当面の間は紙媒体の発行による各戸配布等のメリットを生かしながら、配置箇所の充実や紙面のリニューアルなどに取り組みます。

ポスター・パンフレット 従来の告知に加え、認知度や関心が高まるプッシュメディアとして活用

フェーズ1に向けたポスター掲示箇所の充実や、市議会の仕組みや役割を紹介するパンフレットの作成・配布による認知度の向上、フェーズ2に向けたポスターへの二次元コード掲載による動画への誘導等、関心惹起につながる他コンテンツとの[※]メディアミックスを充実します。

※プッシュメディア 関心の有無にかかわらず、情報が届けられる広報媒体

※プルメディア 情報の受け手が自ら情報を獲得していく広報媒体

※メディアミックス 特性が異なる複数の広報媒体を組み合わせることで、媒体間の役割の補完と相乗効果により、認知度や関心等を向上させる手法

SNS 市民のSNS利用実態やSNSの特性を踏まえたプッシュメディアとしての活用

アンケート調査で明らかになった市民のSNSの利用実態に鑑みたSNSの活用方法の検討のほか、フェーズ1及び2に向けた認知獲得を目的とした親しみやすい情報（短文、写真、短尺動画など）や、関心惹起を目的とした会議の進捗状況や広報紙発行のお知らせなど、プッシュメディアとしてSNSの特性を踏まえたタイムリーかつ幅広い情報発信を充実します。

動画広報 各ターゲットに即した動画コンテンツをプッシュ及びプルメディアとして活用

フェーズ1には認知獲得に向けた短尺動画の制作、フェーズ2には関心惹起に向けた議会ニュースや議会紹介などの長尺動画の制作、フェーズ3には市議会へ市民参加につなげていくHow to動画の制作など、動画のメリットを生かしながら他の広報媒体の不足部分を補完していくほか、動画発信手段（テレビ番組、YouTubeチャンネル、SNSなど）の特性も踏まえた動画コンテンツの活用を検討する。

市議会ホームページ 市議会情報のアーカイブ及びハブの役割を果たす、プルメディアとして活用

市議会情報のプラットフォームとして、フェーズ1及び2をターゲットとする媒体から市議会ホームページへ誘導し、フェーズ3への行動変容を促すことができるプルメディアとして活用します。

方向性②

「大津市議会」の認知獲得、愛着心の醸成に資するコンテンツの創出 戦略1

市議会に対する認知を促進するとともに、市民等が市議会を身近な存在と感じ、親しみや愛着を持つきっかけとなるよう、ロゴマークの作成などをはじめとするコンテンツの創出に取り組みます。

方向性③

デジタルコンテンツの充実とメディアミックスによる情報発信の強化 戦略1

デジタルコンテンツの一層の充実を図り、紙媒体とのメディアミックスによる情報発信を強化するとともに、多様化するデジタルコンテンツ同士を効果的にミックスすることで、情報量の最適化と多様な広報広聴活動に取り組みます。

方向性④

双方向コミュニケーションによる広報広聴活動の推進 戦略2

双方向コミュニケーションにより市議会への理解促進と関心惹起を進めるため、フェーズ1および2に対する広聴活動を充実させるとともに、積極的な広報周知に取り組みます。また、市民等と市議会の双方向コミュニケーションから議会活動の活性化や政策立案につながる仕組みの構築を目指します。

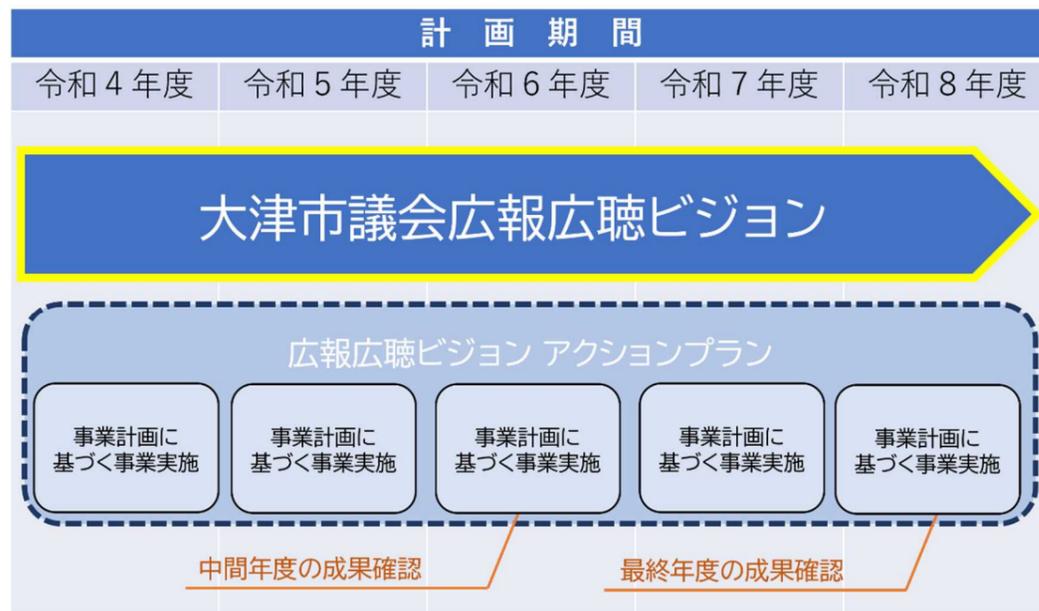
7 推進体制

大津市議会広報広聴ビジョンを着実に推進していくため、「市民に開かれた議会の実現」に向けて大津市議会全体で広報広聴に取り組む意識を持つとともに、大津市議会会議条例の一部改正を行い、議会広報広聴委員会の設置目的として本ビジョンをはじめとする広報広聴を一体と捉えた議論をする場に位置付けます。

また、専門的知見を有する外部人材等の活用による広報広聴活動のノウハウの構築など、広報マインドやスキルの向上といった外部からの経験、知見、人脈を活用できる体制の強化を図るほか、本ビジョンに基づいた取り組みに必要な財政措置を講じ、戦略的に広報広聴活動を展開します。

■大津市議会広報広聴ビジョンに基づく各種取り組みの推進

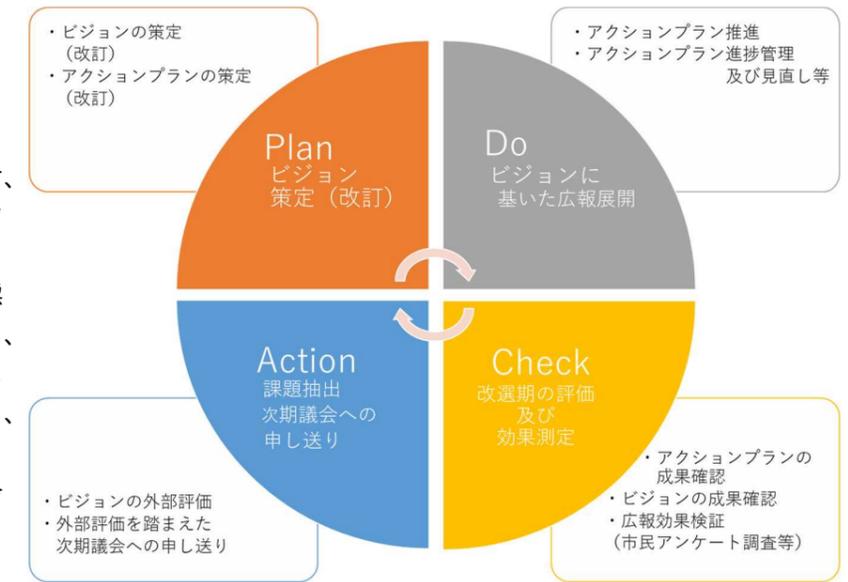
大津市議会広報広聴ビジョンに基づく各種取り組みは別途アクションプランに整理することとし、計画的に推進します。



■大津市議会広報広聴ビジョンの評価・検証

大津市議会広報広聴ビジョンの評価・検証は、計画最終年度に実施することとします。

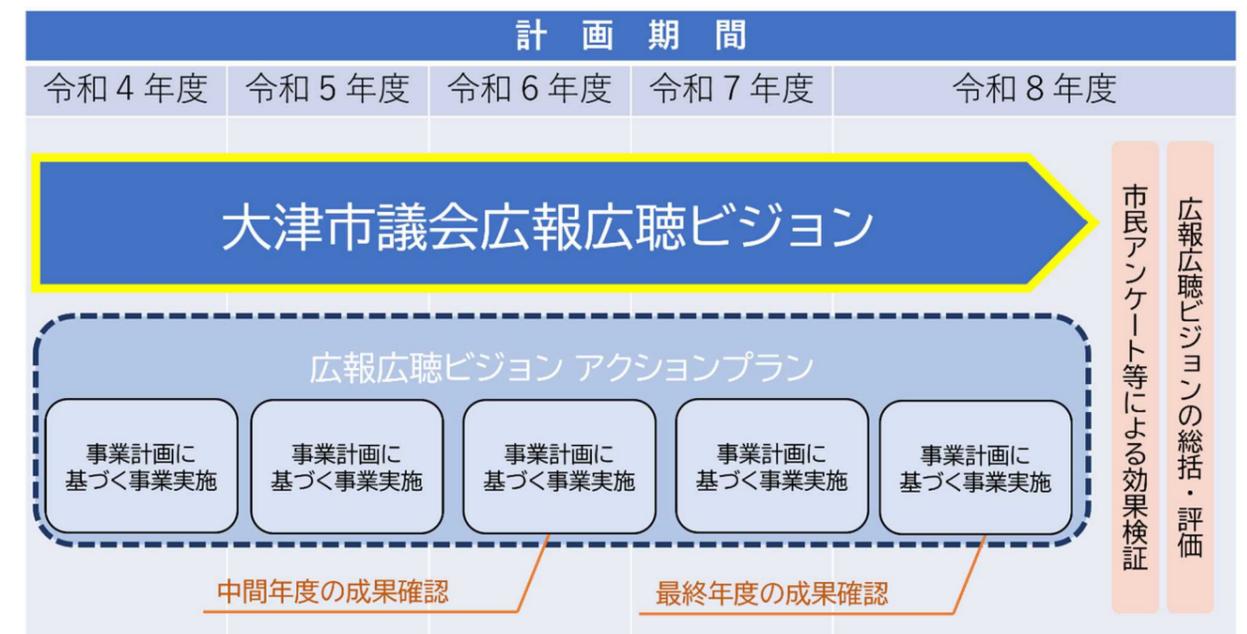
この際、アクションプランによる事業推進に対する内部評価と合わせ、市民意見を反映させるための市民アンケート調査などによる効果検証を実施するとともに、下記の成果指標に基づき内部評価を行います。また、これらの結果を用いて、改選時期に実施される議会活動の評価において、外部評価による本ビジョンの評価・検証を行い、必要に応じて次期議会への申し送りへと反映します。



【成果指標】

指標	現在 (令和3年度)	目標 (令和8年度)
市議会に何らかの関心がある市民の割合	43.6%	60%
市議会の広報に接したことがある市民の割合	72.5%	80%
議会への参画の機会が確保されていると思う市民の割合	—	10%

※現状の数値は、令和3年度に実施した市議会の広報に関する市民アンケート調査結果による



大津市議会
広報広聴ビジョン
アクションプラン

目次

1	アクションプランの位置付け.....	2
2	計画期間.....	2
3	進行管理と成果確認.....	2
4	事業計画.....	3
5	計画体系図.....	5

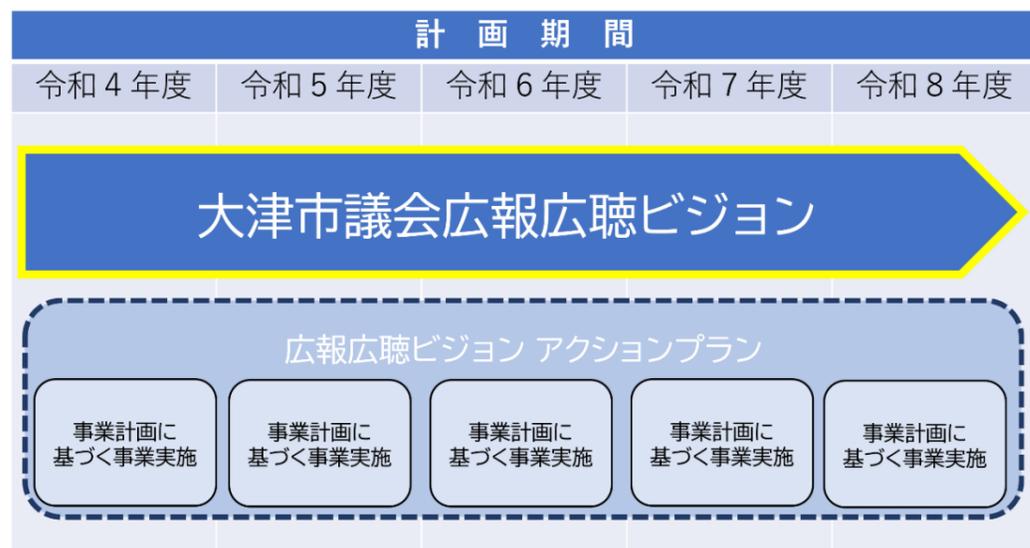
令和4年4月
大津市議会

1 アクションプランの位置付け

大津市議会広報広聴ビジョンアクションプラン（以下、「アクションプラン」という。）は、大津市議会広報広聴ビジョンで定めた広報広聴戦略に基づく取り組みを計画的に推進するために定めるものです。

2 計画期間

大津市議会広報広聴ビジョンの計画期間に合わせて、アクションプランの実行期間は令和4年度から令和8年度までの5年間とし、期間を通じて実施すべき事業を「事業計画」に整理した上で、推進していきます。



3 進行管理と成果確認

■進行管理

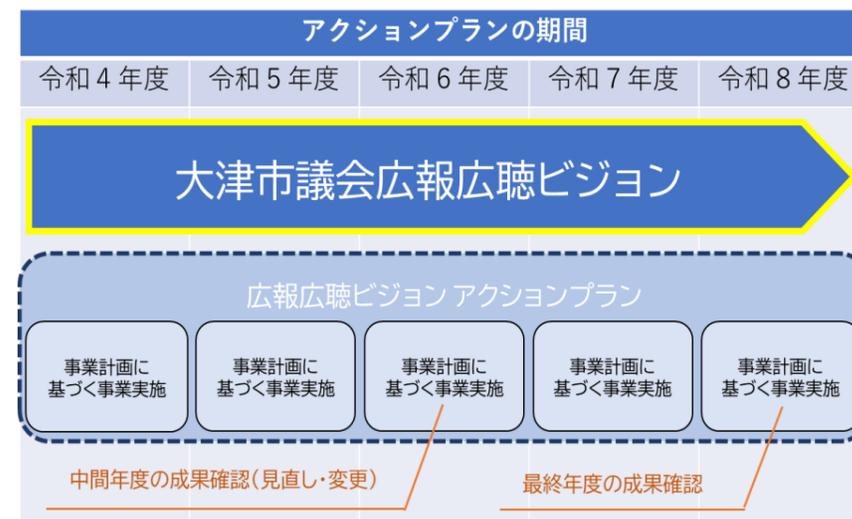
事業計画に基づく各事業の実施状況について、毎年度、内部評価を実施し、進行管理に取り組みます。評価基準については下記のとおりとし、計画した事業が実施できなかった場合は、翌年度の計画に加えることとします。また、社会経済情勢の変化などの外部環境が大きく変化した場合は、見直しの検討など柔軟に対応していきます。

【事業実施の評価基準】

評価	実施状況
A	計画を上回って事業を実施した
B	おおむね計画どおり事業を実施できた
C	計画を下回って事業を実施した
D	計画した内容をほとんど実施できなかった

■成果確認

中間年度である令和6年度に、その時点までの取り組みに対する成果を確認します。進捗状況や、課題の整理、検証結果に応じて、後半の事業内容の見直しや変更などを行い、広報広聴戦略に基づく取り組みを計画的に推進します。また、最終年度である令和8年度には計画期間全体を通じた成果を確認し、アクションプランで取り組むべきとした事業がどの程度達成できたかを振り返ります。



—アクションプランにおける活動指標—

評価時期	活動指標
中間成果確認(令和6年度)	事業全体の50%実施
最終成果確認(令和8年度)	事業全体の100%実施

※事業計画に掲げた総事業数のうち、実施済みで内部評価がA及びBの事業数の割合

(参考) 広報広聴ビジョンにおける成果指標

指標	現在 (令和3年度)	目標 (令和8年度)
市議会に何らかの関心がある市民の割合	43.6%	60%
市議会の広報に接したことがある市民の割合	72.5%	80%
議会への参画の機会が確保されていると思う市民の割合	—	10%

※現状の数値は、令和3年度に実施した市議会の広報に関する市民アンケート調査結果による

4 事業計画

大津市議会広報広聴ビジョンでは、広報広聴戦略に基づいた取り組みの方向性を定めています。

広報広聴戦略

- 戦略① 広報媒体の特性やターゲットに応じた効果的な情報発信
- 戦略② 双方向コミュニケーションによる広報広聴機能の充実

取り組みの方向性

- 方向性① 広報媒体の役割の明確化とリニューアルを含めた新たな活用の検討
- 方向性② 「大津市議会」の認知獲得、愛着心の醸成に資するコンテンツの創出
- 方向性③ デジタルコンテンツの充実とメディアミックスによる情報発信の強化
- 方向性④ 双方向コミュニケーションによる広報広聴活動の推進

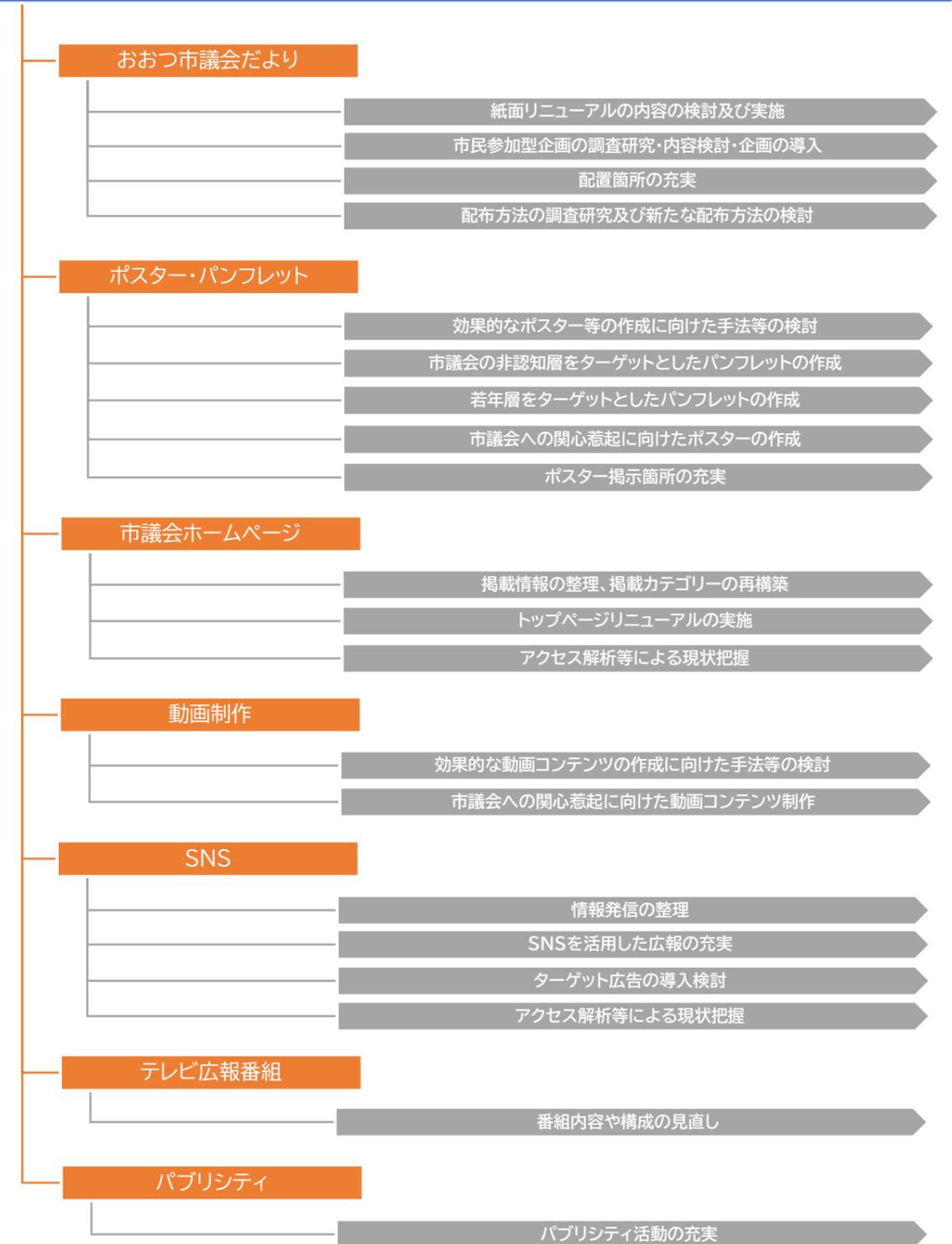
アクションプランでは、この広報広聴戦略に基づいた取り組みの方向性を反映させながら、広報媒体及び広聴の形態ごとに事業を整理し、事業計画として以下のとおり整理します。

【事業計画】

広報広聴活動分類	内容	年度計画				
		R4	R5	R6	R7	R8
おおつ市議会だより	紙面リニューアルの内容の検討及び実施					
	市民参加型企画の調査研究・内容検討・企画の導入					
	他コンテンツとのメディアミックスの充実					
	配置箇所の充実					
	配布方法の調査研究及び新たな配布方法の検討					
ポスター・パンフレット	効果的なポスター等の作成に向けた手法等の検討					
	市議会の非認知層をターゲットとしたパンフレットの作成					
	若年層をターゲットとしたパンフレットの作成					
	他コンテンツとのメディアミックスの充実					
	市議会への関心惹起に向けたポスターの作成					
	ポスター掲示箇所の充実					
市議会ホームページ	掲載情報の整理、掲載カテゴリーの再構築					
	トップページリニューアルの実施					
	他コンテンツとのメディアミックスの充実					
	アクセス解析等による現状把握					
動画制作	効果的な動画コンテンツの作成に向けた手法等の検討					
	市議会への関心惹起に向けた動画コンテンツ制作					
	他コンテンツとのメディアミックスの充実					
SNS	SNSによる情報発信の整理					
	SNSを活用した広報の充実					
	ターゲット広告の導入検討					
	他コンテンツとのメディアミックスの充実					
	アクセス解析等による現状把握					
テレビ広報番組	番組内容や構成の見直し					
シンボルマーク	ロゴマーク、キャラクター、キャッチフレーズ等の作成					
パブリシティ	パブリシティ活動の充実					
個別広聴	ホームページ意見箱の運用方法の見直し					
	SNSを活用した広聴事業の検討・導入					
	議場等における市民意見聴取の場の創出に向けた制度の構築・導入					
集団広聴	ICTを活用したオンライン意見交換会の充実					
	若者や各種団体などの意見交換会の実施					
	議場見学会等の制度構築と制度周知					
	意見交換会への参加団体の拡充					
	市民参加型合意形成デジタルプラットフォーム調査研究・導入検討					
調査広聴	インターネット市民意識調査の実施検討					
	市議会や市議会広報に関する市民意識調査の実施					
	学生や各種団体からの推薦制による市議会モニター制度の構築・導入					

5 計画体系図

方向性①
広報媒体の役割の明確化とリニューアルを含めた新たな活用の検討



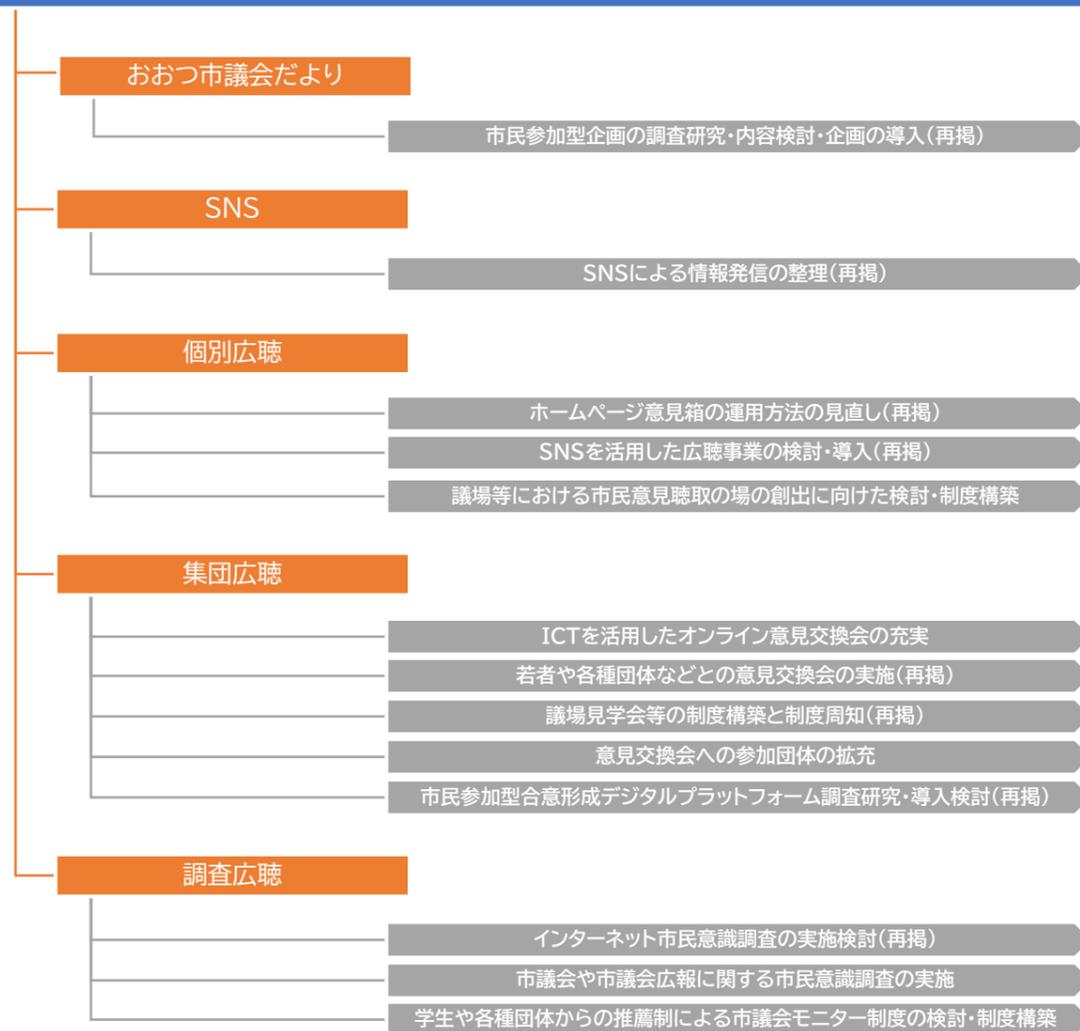
方向性②
「大津市議会」の認知獲得、愛着心の醸成に資するコンテンツの創出



方向性③
デジタルコンテンツの充実とメディアミックスによる情報発信の強化



方向性④
双方向コミュニケーションによる広報広聴活動の推進



議員提案条例や議会からの提言内容の 検証手法構築について

令和4年2月
大津市議会

第1 検証手法の構築の目的

議員提案により制定した条例（以下「議員提案条例」といいます。）について、その実施状況等を事後的に検証する手法を構築することにより、その実効性を高めること及びその内容を社会情勢の変化等に即したものとすることを目的とします。また、議会が実施した提言についても、事後的に検証する手法を構築することにより、その実効性を高めることを目的とします。

第2 議員提案条例の検証手法について

1 検証を実施する主体

検証を実施する主体は、検証対象となる条例を所管する各委員会とします。

なお、対象となる議員提案条例を特に所管すると考えられる特別委員会が既に設置されているときは、その特別委員会を検証の主体とします（例えば、災害対策特別委員会のような委員会が設置されている場合に、災害等対策基本条例の検証を行うことになったときは、総務常任委員会ではなく、当該特別委員会が行うこととします。）。

また、所管が複数の常任委員会にまたがるものを検証するときは、連合審査会として議論するものとします。

そして、各常任委員会において行う検証は、基本的に所管事務調査として実施します。

2 検証の対象

(1) これまでに制定した議員提案条例について

ア 大津市議会におけるこれまでの議員提案条例の制定実績

分類	条例名	施行	(参考)所管委員会
執行部による執行が前提となる条例	(1) 大津市子どものいじめの防止に関する条例	平成 25 年 4 月	総務・教厚
	(2) 大津市災害等対策基本条例	平成 27 年 4 月	総務
	(3) 大津市がん対策推進条例	平成 28 年 4 月	教厚
議会の内部的事項を定めた条例	(4) 大津市議会政務活動費交付条例	平成 13 年 4 月	議運
	(5) 大津市議会議員政治倫理条例	平成 23 年 12 月	議運
	(6) 大津市議会会議条例	平成 26 年 2 月	議運
	(7) 大津市議会傍聴条例	平成 26 年 2 月	議運
	(8) 大津市議会委員会条例	平成 26 年 2 月	議運

(9)	大津市議会委員会等傍聴条例	平成 26 年 2 月	議運
(10)	大津市議会基本条例	平成 27 年 4 月	議運
(11)	大津市議会意思決定条例	平成 29 年 4 月	議運

イ これまでに制定した議員提案条例のうち、検証の対象とするもの

これまでに制定した議員提案条例のうち、「執行部による執行が前提となる条例」については、原則として検証の対象とします。

他方、「議会の内部的事項を定めた条例」については、基本的に議会内部の手続等を定めたものが多く、必要に応じて議会運営委員会で見直しを行い、随時改正を行っているため、原則として検証の対象外としますが、例外として、「政治倫理条例」と「議会基本条例」の2本については、市民の意見や社会情勢の変化等を勘案しながら条例の規定について定期的に検証する機会を設けることが望ましいため、特に検証の対象とすることとします。

(参考)

前項及びこの項を踏まえると、第1回目の検証の対象となる条例及び検証主体は、次のとおりとなります。

【議員提案条例の第1回目の検証】

検証の対象となる条例	検証主体
大津市子どものいじめの防止に関する条例	総務・教育厚生常任委員会連合審査会
大津市災害等対策基本条例	総務常任委員会
大津市がん対策推進条例	教育厚生常任委員会
大津市議会議員政治倫理条例	議会運営委員会
大津市議会基本条例	議会運営委員会

(2) 今後新たに制定する議員提案条例について

今後新たに制定する「執行部による執行が前提となる条例」については、原則として検証の対象とします。

加えて、今後新たに制定する「議会の内部的事項を定める条例」については、原則として検証の対象外としますが、例外的に議会運営委員会における承認を経たものについては、検証の対象とします。

3 検証の開始時期

(1) 第1回目の検証の開始時期

第1回目の検証は、令和4年度の6月通常会議から実施するものとします。

ただし、議会基本条例の検証については、議員任期の最終年度に実施している議会活動の評価とも密接に関連性を有すること、議会活動の評価は議会運営委員会が中心となって行われること等から、議員任期の最終年度に実施している議会活動の評価と合わせて検証を実施することとします。

なお、議会活動の評価の開始時期に合わせる関係から、議会基本条例については、令和4年度から検証を開始するものの、6月通常会議と前後して開始する場合があります。

(2) 第2回目以降の検証の開始時期

第2回目以降の検証は、4年に一度、議員任期の3年目の6月通常会議から、各委員会において、検証対象とした議員提案条例を対象として実施するものとします。

第1回目の検証と異なり、第2回目以降の検証については議員任期の3年目から開始することとするのは、検証の結果、条例改正等の対応が必要となった場合に当該議員任期中に対応を完結することを可能とするためです。

ただし、議会基本条例については、第1回目の検証と同様に、議員任期の最終年度に実施している議会活動の評価と合わせて実施することとします。

なお、検証実施日から1年以内に施行された議員提案条例については、議会運営委員会における承認を経て、直近の検証時には検証を実施しないことができるものとします。

4 検証の流れ

(1) 条例に係る各種事業の実施状況等についての執行部からの報告

検証の開始に際し、執行部における条例に係る各種事業の実施状況等の確認のため、執行部から条例の条文ごとに関連する取組とその成果、課題等を記載した資料（執行部における取組状況等報告書（様式第1号））の提出を受けるとともに、必要に応じて各委員会において執行部から説明を受けることとします。

(2) 議会における検証

執行部から提出を受けた報告書等を基に、個々の委員（議員）が、それぞれの意見を所定の「議員意見提出票」（様式第2号）に記載して委員長に提出し、委員会においてそれらを集約して検証結果報告書としてまとめることとします。

(3) 執行部に対する検証結果報告書の送付

委員会において検証結果報告書がまとまった後、議会運営委員会における承認を経て、大津市議会として、議長から市長に対して検証結果報告書を送付することとします。

(4) 執行部からの書面による回答の受領

検証結果報告書を執行部に交付した後、執行部に対して、書面による回答を求めることとします。

5 その他

(1) 検証を実施した議員提案条例の一部改正等に係る議案の作成、提出等の主体

検証を実施した議員提案条例について、議会側で一部改正等を行う必要が生じたときは、当該検証を実施した委員会が主体となって議案の作成や提出等を行うこととします。

(2) 検証制度の運用開始後における、検証制度に関する議論の主体

次年度以降、実際に検証を実施した結果、検証制度に修正等の必要が生じることも考えられますが、検証を実施する中で得られた気づきを適宜制度にフィードバックしていくことが重要です。

また、この検証制度の構築時に定めていない課題が生じるなど、今回の検証制度の構築に当たって議論を行っていない事項について改めて協議する必要が生じることも考えられます。

そこで、当該検証手法の運用開始後、検証制度に関して議論する必要が生じたときは、議会運営委員会を主体として議論することとします。

(図1) 議員提案条例の検証のタイムスケジュール (イメージ)

時期	議会	執行部
6月通常会議	(検証開始)	
		← 執行部における取組状況等報告書(様式第1号)の作成、提出
		← 委員会において執行状況等の説明
	議員による議員意見提出票(様式第2号)の記入、提出	
	↓	
休会中 (7月~8月)	委員会における意見の集約	
	↓	
	検証結果報告書の作成	
	↓	
9月通常会議	委員会における検証結果報告書の承認	
	↓	
	議会運営委員会における承認	
	↓	
	本会議における委員長報告	
	↓	
	議長から市長へ検証結果報告書の送付	→
翌年2月末までに (執行部と調整)	←	書面による回答書の作成、提出

第3 議会が実施した提言の検証手法について

1 大津市議会が直近5年間に実施した提言の実績

提言の概要	実施時期	(参考) 所管委員会
(1) 議会における行政評価(次年度予算編成に向けた提言)【議長から市長へ】(※試行実施)	平成29年11月	総務・教厚・生産・施設
(2) 議会における行政評価(次年度予算編成に向けた提言)【議長から市長へ】	平成30年10月	総務・教厚・生産・施設
(3) 政策形成過程における住民参加の在り方(討論型世論調査)導入に向けた提言【議長から市長へ】	平成30年10月	生産
(4) 若者の投票率向上に向けた提言【政策検討会議での検討を踏まえ、議長から執行機関(教育委員会、選挙管理委員会)へ】	平成31年3月	総務・教厚
(5) 地域包括ケアシステムの構築に向けた提言【教育厚生常任委員会での調査・研究の成果として委員長から市長へ】	令和2年3月	教厚
(6) 新型コロナウイルス感染症の再発防止と「新たな日常」の確立に向けた提言【議長から市長へ】	令和2年6月	総務・教厚・生産・施設

2 提言の検証手法について

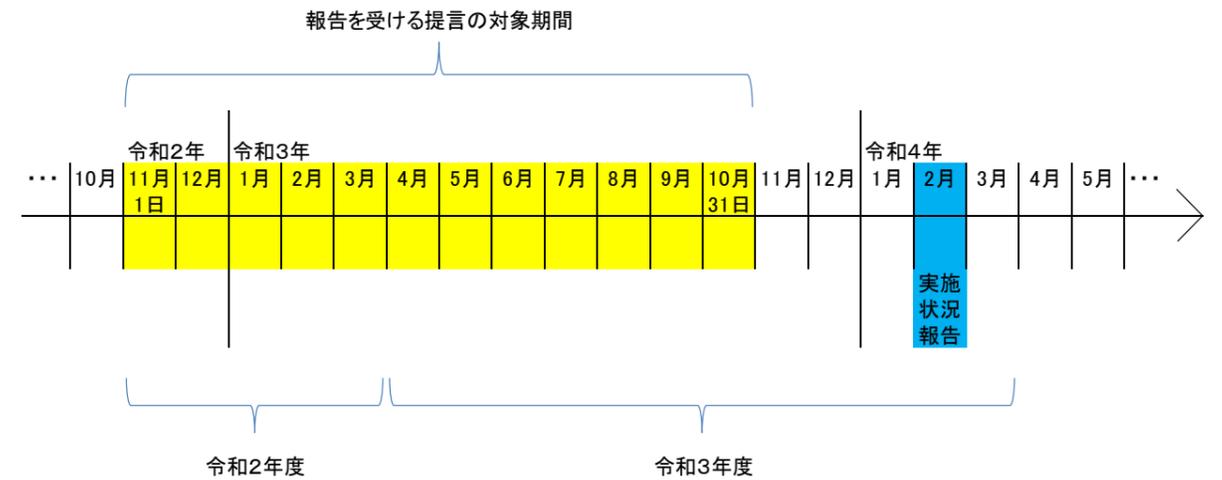
(1) 提言内容の実施状況等に関する執行部からの報告

議会が実施した提言については、請願に係る執行部からの報告に準じて、毎年度、2月通常会議の開会日(＝再開日)までに、その前年度の11月1日から当年度の10月31日までの間に実施した提言について、任意の様式により、執行部から提言内容に関する実施状況等の報告を受けることとします(図2を参照)。

ただし、報告予定日から近接した時期に提言が実施されたことその他の特段の事情があるときは、議会運営委員会における承認を経て、執行部による報告の時期を変更することができるものとします。

なお、過去に既に実施した提言については、執行部は提言後に議会から実施状況等の検証を受けることを認識しておらず、その予測可能性を欠くこと等に鑑み、いずれも報告の対象外とします。

(図2)実施状況等の報告を受ける提言の範囲(期間)のイメージ



(2) 議会側の対応

議会が執行部から提言に係る実施状況の報告を受けたときは、請願に係る執行部からの報告に準じて、全議員に当該報告を通知します。

そして、その後の議会側の対応については、報告の内容に応じて所管の委員会において決定することとします。

なお、対象となる提言を特に所管すると思われる特別委員会が既に設置されているときはその特別委員会を検証の主体とすることや、所管が複数の常任委員会にまたがるものを検証するときは連合審査会として議論すること、各常任委員会において検証を行うときは基本的に所管事務調査として実施すること等についても、議員提案条例の検証に準じます。

(3) 執行部の実施状況等を確認する旨の文言の提言書における明示

執行部の予測可能性を担保するとともに、議会側において認識を共有するため、今後提言を実施する際には、提言書の中に、将来、提言内容についての執行部における実施状況等を確認する旨の文言を明示することとします。

(記載例)

「なお、本件提言については、原則として 年2月に執行部における実施状況等について報告を求める予定ですので、あらかじめ御承知おきください。」

(4) 運用開始後における検証制度に関する議論の主体

当検証手法の運用開始後、検証制度に関して議論する必要があるときは、議会運営委員会を主体として議論することについても、議員提案条例の検証に準じます。

様式集

様式第1号

執行部における取組状況等報告書

担当所属名 _____ 部 _____ 課

所管する条例 _____ 条例（ _____ 年条例第 _____ 号）

条例の条文	執行部における取組、成果、課題等
() 第1条	
() 第2条	
() 第3条	
() 第4条	

議員意見提出票

提出者（議員名）

提出期限： 年 月 日（ ）
提出先：

検証対象条例	大津市 条例（ 年条例第 号）	
評価（総括）	<input type="checkbox"/> 運用の改善を求めるとともに、条例の見直しを検討すべきである。 <input type="checkbox"/> 運用の改善を求め、条例の見直しの必要はない。 <input type="checkbox"/> 運用の改善の必要はないが、条例の見直しを検討すべきである。 <input type="checkbox"/> 運用の改善及び条例の見直しの必要はない。 <input type="checkbox"/> 引き続き運用の状況等を見守り、経過を見定めることとする。	
	当該条例の該当条文	条例に係る取組等に対する執行部への質問、現状の課題、改善策等について
	第 条第 項第 号	
	第 条第 項第 号	

当該条例の該当条文	条例に係る取組等に対する執行部への質問、現状の課題、改善策等について
第 条第 項第 号	

条例の運用状況等の検証を行う際の視点（参考）

①必要性	<ul style="list-style-type: none">• 条例を制定した目的は、制定後の時間の経過にかかわらず、現在でも必要性を有しているか。• 条例の個々の規定は、現在でもそれぞれ条例の目的を達成するために必要不可欠であるか。• 条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要があるか。
②適法性	<ul style="list-style-type: none">• 根拠法令がある場合、その法令に抵触していないか。• 憲法その他の法令に抵触しているとの評価を受けるおそれはないか。• 近年の判例の動向に適合しているか。• 規制型の条例の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていないか。
③有効性	<ul style="list-style-type: none">• 条例に基づき市が実施している事業は、当該条例の目的の達成のために有効に寄与しているか。• 条例に規定している手段は、関係する法令・条例と重複していないか。• 条例の規定の効果に疑問視する意見を受けたことはないか。• 条例の規定を廃止、改正等した場合に、明らかな支障が認められないか。
④効率性	<ul style="list-style-type: none">• 条例の規定に基づき市が実施している事業等のために、どの程度のコストを要しているか。 (※コスト＝補助金等の事業に係る事業費及び事務費、法令や条例を執行するための担当職員の人件費等)• 条例の規定に基づいて市が実施している事業等の費用対効果は適切であるか (より少ないコストで同じ目的を達成できる他の手段はないか。)
⑤公平性	<ul style="list-style-type: none">• 条例の執行に当たって、その効果及びコストは市民に公平に分配されているか（一部の市民だけが条例の執行による効果を楽しんでいないか。一部の市民だけが条例の執行に伴うコストを負担していないか。）。• 合理的な理由なく不平等な取扱いが行われていないか。
⑥その他	<ul style="list-style-type: none">• 条例の内容は、現在の社会情勢等に合致しているか。• 条例の内容は、市の計画等とも整合しているか。• 条例において、市民（団体）、NPOその他の市以外の主体との連携や協働に配慮しているか。• 市民等から条例の一部改正や廃止などを求める意見を受けたことはないか。• 条例の中に、社会情勢の変化等に伴って適切でなくなった表現はないか。

※ここに列挙した全ての視点が全ての条例に当てはまるものではないため、必要に応じて適宜取舍選択の上、参照してください。

大津市議会市政課題広聴会規程

令和 2 年 3 月 31 日
議 長 告 示 第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、大津市議会会議条例（平成 26 年条例第 1 号）第 70 条第 1 項の規定に基づき設置する市政課題広聴会（以下「広聴会」という。）の組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 広聴会は、議会に対する議案の提出の有無を問わず、広く市政の重要課題について、公述人（広聴会に出席して市政の重要課題についての意見を陳述する者をいう。以下同じ。）から直接その賛否、理由等の意見を聴取する。

(会長及び副会長)

第 3 条 広聴会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、議長の職にある者をもって充てる。

3 副会長は、副議長の職にある者をもって充てる。

4 会長は、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第 4 条 広聴会の会議は、会長が招集し、議事を進行する。

2 広聴会の会議は、これを公開する。

3 広聴会の会議は、その模様をインターネットを利用して会議と同時に配信するとともに、録画した映像を大津市議会のホームページにおいて配信する。

4 会長は、会議録を作成し、これを保存しなければならない。

5 前項の会議録は、大津市議会のホームページにおいて公開する。

(開催請求)

第 5 条 議員（2 以上の会派（大津市議会基本条例（平成 27 年条例第 47 号）第 11 条第 1 項に規定する会派をいう。以下同じ。）及び 6 人以上の議員（広聴会の開催を請求しようとする議員を含む。）の賛同が得られた者に限る。）は、市政の重要課題について広く意見を聴く必要があると思料する案件があるときは、市政課題広聴会開催請求書（様式第 1 号。以下「開催請求書」という。）を提出して、会長に対し、広聴会の開催を請求することができる。

(開催の決定)

第 6 条 会長は、前条の規定による開催請求書の提出を受けたときは、速やかに、広聴会の開催の可否について議会運営委員会に諮問するものとする。

2 議会運営委員会は、会長の諮問に応じ、広聴会の開催の必要性等について調査審議し、その結果を答申する。

3 議会運営委員会は、当該案件が現に常任委員会又は特別委員会において調査研究を

行っているものであるときは、広聴会の開催の可否について、当該常任委員会又は特別委員会の意見を聴かなければならない。

4 会長は、第 2 項の規定による答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに当該広聴会を開催するか否かを決定し、前条の開催請求書を提出した議員に対してその結果を通知する。

5 会長は、広聴会の開催を決定したときは、議会広報広聴委員会に対してその旨を通知する。

(公述人の公募及び選定)

第 7 条 会長は、広聴会の開催を決定したときは、速やかに、広聴会の日時、場所、広聴会において意見を聴こうとする案件、公述人が意見を陳述する時間その他必要な事項を明示して、20 日以上期間を定めて公述人を公募するものとする。

2 公述人の公募に応募しようとする者は、あらかじめ、当該案件についての賛否、理由等を市政課題広聴会公述人応募申込書（様式第 2 号。以下「申込書」という。）に記載し、会長に対して提出しなければならない。

3 会長は、公述人の公募に応募した者が当該案件について賛成する者又は反対する者のいずれか一方に偏ったときは、その偏りを是正するため、両者が同数となるよう、各会派に対して公述人の候補者の推薦を求めるものとする。

4 会派は、前項の規定による求めに応じて公述人の候補者を推薦するときは、会長に対して市政課題広聴会公述人候補者推薦書（様式第 3 号。以下「推薦書」という。）を提出しなければならない。

5 会長は、第 2 項の規定による申込書及び前項の規定による推薦書の提出を受けたときは、議会広報広聴委員会に対して当該申込書及び推薦書の写しを送付する。

6 議会広報広聴委員会は、前項の規定による申込書及び推薦書の写しの送付を受けたときは、公述人の公募に応募した者及び会派から公述人の候補者として推薦された者のうちから公述人を選定する。この場合において、議会広報広聴委員会は、当該案件について賛成する者と反対する者が同数となるように公述人を選定するよう努めるものとする。

7 議会広報広聴委員会は、公述人を選定したときは、会長に対してその結果を通知する。

8 会長は、前項の規定による通知を受けたときは、公述人の公募に応募した者並びに公述人の候補者を推薦した会派及び公述人の候補者として推薦された者に対して公述人の選定の結果を通知する。

(代理人による意見の陳述)

第 8 条 公述人は、代理人をして意見を陳述させることができない。ただし、障害、疾病その他の身体的な事情により公述人が意見を陳述することが著しく困難であると認められる場合であって、会長が特に許可したときは、この限りでない。

(議員等の発言)

第 9 条 議員並びに公述人及び代理人（以下「議員等」という。）が広聴会において発言しようとするときは、会長の許可を得なければならない。

2 公述人は、自己の氏名及び案件に対する賛否を表明した後に意見を陳述しなければ

ならない。

3 代理人は、自己及び公述人の氏名並びに公述人の案件に対する賛否を表明した後に意見を陳述しなければならない。

4 議員等は、当該広聴会において意見を聴こうとする案件の範囲を超えて発言してはならない。

5 議員等が前項の範囲を超えて発言し、又は不穏当な言動をしたときは、会長は、その発言を制止し、又は議員等を退席させることができる。

(資料の使用)

第10条 公述人及び代理人は、会長の許可を得たときは、当該広聴会において意見を陳述する際に資料を使用することができる。

(議員等の質疑)

第11条 議員は、公述人及び代理人に対して質疑を行うことができる。

2 公述人及び代理人は、議員に対して質疑を行うことができない。

(報酬等の不支給)

第12条 公述人及び代理人に対しては、報酬及び費用弁償を支給しない。

(開催期日の変更等)

第13条 会長は、災害その他やむを得ない事由が生じたときは、議会広報広聴委員会における協議を経て広聴会の開催日時の変更又は中止を決定することができる。

(委任)

第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が議会運営委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

市政課題広聴会開催請求書

年 月 日

(宛先)

大津市議会市政課題広聴会

会長

(請求する議員の所属する会派名及び氏名)

(賛同する議員の所属する会派名及び氏名)

大津市議会市政課題広聴会規程第5条の規定に基づき、下記のとおり市政課題広聴会を開催するよう請求します。

記

1 対象とする案件

2 開催を求める理由

様式第2号（第7条関係）

（別紙）

市政課題広聴会公述人応募申込書

年 月 日

（宛先）

大津市議会市政課題広聴会
会長

住所
氏名
連絡先
（※電話番号、ファクシミリ番号又はメールアドレスのうち、必ず1つ以上記載してください。）

年 月 日に開催される大津市議会市政課題広聴会において、下記のとおり意見を陳述したいので、公述人の公募に応募します。

記

1 案件についての賛否 （ 賛成 ・ 反対 ）

2 案件についての賛否の理由 別紙のとおり

3 資料の使用の希望の有無 （ 希望する ・ 希望しない ）

※使用を希望する場合は、その資料をこの申込書とともに提出してください。

4 代理人による意見陳述

(2) 希望の有無 （ 希望する ・ 希望しない ）

(2) 代理人による意見陳述を必要とする理由

案件についての賛否の理由（おおむね200字から400字までで記入してください。）

Large rectangular area with horizontal dashed lines for writing the reasons for approval or disapproval.

(7) 委員会のインターネット中継導入、
聴覚障害者用モニターを設置
※実際の運用の様子

